

# 令和5年余市町議会第1回臨時会会議録（第1号）

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時15分

## ○招 集 年 月 日

令和5年2月17日（金曜日）

## ○招 集 の 場 所

余市町議事堂

## ○開 会

令和5年2月17日（金曜日）午前10時

## ○出 席 議 員 （18名）

余市町議会議長	3番	中井寿夫
余市町議会副議長	8番	土屋美奈子
余市町議会議員	1番	野呂栄二
〃	2番	吉田豊
〃	4番	藤野博三
〃	5番	内海博一
〃	6番	庄巖龍
〃	7番	山本正行
〃	9番	岸本好且
〃	10番	彫谷吉英
〃	11番	茅根英昭
〃	12番	近藤徹哉
〃	13番	安久莊一郎
〃	14番	大物翔
〃	15番	中谷栄利
〃	16番	白川栄美子
〃	17番	寺田進
〃	18番	伊藤正明

## ○欠 席 議 員 （0名）

## ○出 席 者

余市町 長	齊藤啓輔
副 町 長	渡邊郁尚
総務部 長	高橋伸明
総務課 長	増田豊実
財政課 長	高田幸樹
税務課 長	中島豊
民生部 長	篠原道憲
子育て・健康推進課 長	芹川かおり
保険課 長	橋端良平
環境対策課 長	大森直也
建設水道部 長	千葉雅樹
教育委員会教育長	前坂伸也
教育部 長	中村利美
学校教育課 長	内田真樹子

## ○事務局職員出席者

事務局 長	羽生満広
主 幹	枝村潤
主 任	細川雄哉

## ○議 事 日 程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定  
議長の諸般報告  
行政報告
- 第3 令和4年余市町議会第4回定例会付

託 議案第10号 余市町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び余市町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案

(民生環境常任委員会審査結果報告)

第 4 令和4年余市町議会第4回定例会付託 議案第11号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案 (余市町国民健康保険税条例審査特別委員会審査結果報告)

第 5 報告第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて (令和4年度余市町一般会計補正予算(第6号))

第 6 議案第 1号 令和4年度余市町一般会計補正予算(第7号)

第 7 議案第 2号 余市町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

---

開 会 午前10時00分

○議長(中井寿夫君) ただいまから令和5年余市町議会第1回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

今期臨時会に提出されました案件は、委員会審査結果報告2件、議案2件、報告1件、他に議長の諸般報告及び行政報告です。

---

○議長(中井寿夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議席番号16番、白川議員、議席番号17番、寺田議員、議席番号18番、伊藤議員、以上のとおり

指名いたします。

---

○議長(中井寿夫君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を求めます。

○16番(白川栄美子君) 令和5年余市町議会第1回臨時会開催に当たり、昨日午前10時より委員会室におきまして議会運営委員会が開催されたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員7名の出席の下、さらに説明員として渡邊副町長、高橋総務部長、増田総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今期臨時会に提出されました案件は、議案2件、報告1件、他に議長の諸般報告と行政報告でございます。

会期につきましては、本日1日と決定いたしましたことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

令和4年余市町議会第4回定例会付託に関わる日程第3、議案第10号 余市町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び余市町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、委員会審査結果報告でありますので、即決にてご審議いただくことに決しました。

令和4年余市町議会第4回定例会付託に関わる日程第4、議案第11号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、委員会審査結果報告でありますので、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第5、報告第1号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和4年度余市町一般会計

補正予算（第6号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第6、議案第1号 令和4年度余市町一般会計補正予算（第7号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第7、議案第2号 余市町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、今期臨時会の運営に当たり、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から説明員につきましては審議案件を考慮した出席とする旨確認がなされておりますことをご報告申し上げます。

以上を申し上げます、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） ただいま委員長から報告のとおり、今期臨時会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

なお、今期臨時会は、地方自治法第121条第1項の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第3条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

---

○議長（中井寿夫君） 次に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

次に、去る2月13日、札幌市において開催されました後志町村議会議長会定期総会について報告いたします。総会では、令和5年度の事業計画及び歳入歳出予算、負担金賦課徴収方法等がそれぞれ承認、決定されておりますことをご報告申し上げます。

なお、詳細につきましては関係書類を事務局に保管してありますので、必要な場合、ご覧いただきたいと思っております。

以上で諸般報告を終わります。

---

○議長（中井寿夫君） 次に、町長から申出のありました行政報告について発言を許します。

○町長（齊藤啓輔君） 町営斎場建替事業について行政報告申し上げます。

町営斎場建替事業につきましては、現在の町営斎場は老朽化と不具合が進行し、建て替え待ったなしの状態となっております。

これまで町民を対象とした2回の説明会を開催した後、広く町民の意見を聴くために町営斎場建替事業適地検討委員会を設置し、報告書をいただきましたが、この報告書を踏まえ、絞られた2か所の候補地のうち、現計画地については進入路の整備や建築に必要な面積を確保することができず、当初の計画どおりに進めるには敷地の拡張に新たに地滑り対策が必要となるため費用や時間がかかること、また新たに民有地を購入した場合についても用地交渉など時間を費やすため建て替えが大幅に遅れることから、新斎場の建設に当たっては早期建設を念頭に、未来につなげるまちづくりや人口減少下での将来的な広域的利用の可能性を考慮する必要があり、他の候補地と比較し、都市公園予定地が適地であると考えています。

今後、都市公園予定地に係る各種調査を実施し、地域住民に対し説明を行いながら早期建設に向けて事業を進めてまいりたいと考えています。

以上、町営斎場建替事業についての行政報告と

いたします。

○議長（中井寿夫君） 以上で町長からの行政報告を終わります。

（「議事進行」の声あり）

○14番（大物 翔君） 行政報告に質疑というのはなじまないかと思いますが、確認だけ、1つ確認をさせていただきたい。

ただいまいただきました行政報告におきまして、要は予定地に係る各種の調査を実施して地域に説明していくということですが、これまで住民合意が基本だということが念頭にあったかなとは思いますが、それがあってもなくても調査はしていくのだという意味ということで確認して間違いはないのでしょうか。そこだけお願いします。

○議長（中井寿夫君） 大物議員に申し上げます。

行政報告については、質疑はいたさないということでありますので、現に議案になった場面あるいは一般質問等でしていただくようお願いを申し上げます。

---

○議長（中井寿夫君） 次に、令和4年第4回定例会において付託に関わる日程第3、議案第10号

余市町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び余市町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

この際、民生環境常任委員会委員長から審査結果の報告を求めます。

○15番（中谷栄利君） ただいま上程されました令和4年余市町議会第4回定例会において民生環境常任委員会に付託されました議案第10号 余市町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び余市町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、その審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

当該委員会の開催年月日、出席委員、説明員等につきましては、お手元に報告書が配付されておりますので、報告を省略させていただきます。

このたびの条例の一部改正案の主たる内容につきましては、対象者について、現行制度では満15歳に達する日以後の最初の3月31日までを助成の対象としているところを満18歳に達する日以後の最初の3月31日までと対象の拡大を図るものです。

また、現行制度では3歳未満児が保険医療機関等において医療を受けた場合は初診料のみの負担、3歳から15歳までは非課税世帯に属する方は初診料のみ、課税世帯に属する方は医療費の1割の負担となっていますが、改正後におきましては対象者の年齢や世帯の課税状況を問わず、自己負担なしとするよう助成を行うものです。

なお、余市町重度心身障害者並びにひとり親家庭等に対する医療費助成事業の対象の18歳以下に対しても満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの期間は同様に負担なしとなるような同様の助成措置を講ずるものです。

委員会としましては、本条例案の審査に当たり、審査の参考に資するため、今回の改正の概要、さらにはこれまでの事業実績について資料提出を願い、慎重に審査を行いました。

以下、審査の結果における質疑等の内容について、その主なものをご報告申し上げます。本条例の審査においては、助成拡大に至った経過とどのような検証をしたのか。道内の18歳までの拡充状況について。この拡充、拡大によって新たに発生する本町の費用負担について。本来は国による統一された制度の拡充が図られるべきと考えるが、北海道にも取り組むよう要請するべきではないか。医療費が膨らみ、保険加入者全体に負担が来ると考えられるが、制度拡大はどういった影響を与えるか町で把握するべき。今回の制度改正で対象とならない子供はいるのか。条例上、第5条で助成を受けようとする対象者の保護者は、規則で

定めるところにより受給資格者であることの登録を申請しなければならないとなっているが、18歳未満で単身で生計を営んでいる場合はどうなるのか。進学等で他市町村で単身で生活している子供たちは、どういった扱いになるのか。町外に住所を移すと適用にならないと知らないこともあると思うので、丁寧に説明すべきではないか。出産後、受給資格証の申請前に医療にかかった場合は、どういった扱いになるのかとの質疑に対し、理事者側からは財政的な裏づけがなかったことと地方単独事業に対するペナルティーの懸念から踏み切れずにいたが、子育て支援の拡充というところで決断した。令和4年4月1日現在で18歳、高校生の入院、通院まで対象を拡大している自治体が90自治体、そのうち無償化としている自治体が78自治体、助成拡大により概算で年間1,400万円から1,500万円程度の財政負担が新たに生じると推計している。これまでも国に対しては、一律の制度となるよう要望しており、北海道に対しても関係機関と共に給付事業の拡大、拡充は要請している。医療を受けやすい環境を整えることから、一時的に医療費が増大することはあると考えるが、制度を改正することでどれだけの医療費が増加したのか、しっかりと注視して必要な対応をしたい。18歳に達する日以後の3月31日までの医療保険に加入している方は所得制限等もなく、全ての方を対象とするが、生活保護の方については違う助成があるので、対象とするものではない。単身者については、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方については、世帯の構成状況、就学、就労の状況を問わず、全ての助成の対象となるもの。進学等のために町外に転出した場合については、住所地特例により本町の国民健康保険の被保険者となっている方については対象となるが、基本的には住民登録のある自治体の助成事業を利用していただくことになる。ただし、特殊な事情などにより基本的な取扱いを適用することが

困難なケースは、個別具体の事例に応じた柔軟な対応を検討したい。基本的には、対象者には直接連絡する考え方であり、周知はしっかり意を用いて漏れないようにしたい。出生して直ちに医療機関に入院される場合は、償還払いというような形になると考えるとの答弁がなされたところであります。

これらの経過を踏まえ、採決に付したところ、令和4年余市町議会第4回定例会において民生環境常任委員会に付託されました議案第10号 余市町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び余市町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決との結論を得た次第であります。

議員各位におかれましては、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いを申し上げ、民生環境常任委員会の審査結果の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） 委員長の報告が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第10号 余市町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び余市町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案は、委員長の報告のとおり決しました。

○議長（中井寿夫君） 次に、令和4年第4回定例会において付託に関わる日程第4、議案第11号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

この際、余市町国民健康保険税条例審査特別委員会委員長から審査結果の報告を求めます。

○15番（中谷栄利君） ただいま上程されました令和4年余市町議会第4回定例会において余市町国民健康保険税条例審査特別委員会設置付託に関わる議案第11号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして、その審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本特別委員会は、令和4年12月15日議会終了後、第1回目の委員会を開催し、正副委員長の選任が行われた結果、委員長に不肖私中谷が、副委員長に茅根委員が選任されました。

なお、委員会の開催日、委員の出席及び説明員の出席状況につきましては、お手元に配付の委員会審査結果報告書に記載のとおりであります。また、審査の経過につきましては、議長を除く議員全員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果についてご報告申し上げます。議案第11号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決されました。

以上、慎重審議をいただき結論を得ましたことをご報告申し上げ、審査結果の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） 委員長の報告が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

あらかじめ討論の申出がありますので、発言を許します。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

○14番（大物 翔君） 令和4年余市町議会第4回定例会付託に関わる議案第11号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の採決に先立ち、反対の立場から会派を代表して討論を行います。

このたびの改正案は、国や都道府県が進める2030年度実施が想定される統一保険料（税）化に先立ち、これらを念頭に置いた賦課限度額の法定限度額への引上げと賦課方式を従来の4方式から資産割を廃止し、3方式へ変更するものです。

特別委員会の質疑でも申し上げましたが、このたびの改正によって主に中所得層の負担軽減が期待される一方で、特に低所得者層の負担が増えてしまうことが大きく懸念される所です。なぜならば、資産割を廃止する関係で基本的に国保税の減額が見込まれるのは住宅を含めた資産を持つ世帯であり、借家、アパートなど賃貸物件に入居し、固定資産を持たない世帯ほど逆に負担が増えてしまう傾向にあるからです。

質疑の中でも私はこの問題を指摘し、資産割を廃止することで負担増となる特に現在軽減を受けている世帯に対して独自の減額措置を講ずることを求めましたが、町は国保以外の人々の賛同を得にくいなどを理由に一般会計からの繰入れや独自軽減制度の創設を拒みました。

国保税が抱える構造上の問題は、国民皆保険制度の在り方を問う大きな問題です。国庫負担率が下がり、加入者が負担する保険税額は社会保険加入者と比べて、おおよそ1.5倍から2.6倍程度の状態となっています。また、75歳まで社会保険加入のまま働き続け、国保を経ずに後期高齢者医療制度にそのまま移行するケースはまれです。つまり協会けんぽや組合健保に加入している人でも、そのほとんどの人がどこかの段階で1度は国保に加入すると言えるのです。

特別委員会の質疑に当たって町側から提出され

ました資料にあるモデルケースなどを用いて試算してみましても所得が低い、特に生活水準すれすれの基準まで低下していかなければ、国保加入者と社会保険加入者の負担が同程度となることはありませんでした。今は、自分たちが当事者ではなくとも、いずれは当事者になる。こうした考えに立てば、今は当事者でない人々も含め、みんなで支え合って支払える国保にしていく。そのために地方税法第717条の規定などを足がかりに一般会計から繰入れを行うという政治判断は十分に正当性のある行為だと私は考えます。

国保には、加入者と事業者の折半制度がなく、均等割や平等割といった社会保険にはない仕組みが残っています。特に資産割を廃止した場合、所得割、応能が上がり過ぎないように均等割と平等割、ともに応益、これらを引き上げて負担割合を調整しようとしています。所得が低くとも国保税の負担が重くなりやすい原因がここにあるわけです。

2018年に国保の都道府県化が実施される以前から、地方六団体は国に対して1兆円規模の交付を求めています。これが実現すると、均等割や平等割を廃止し、国保税を社会保険料並みに負担を大幅に引き下げられるなど加入者の負担軽減に大きく寄与できるものと考えます。国民の国保が苛酷な国保になっていく、これを防ぐために国は重い腰を上げなくてはならないですし、そのために地方から声を上げ続けなくてはなりません。

ただ、国に国保への大規模な資金投入を決断させるには時間が必要になるとも考えられます。都道府県や市町村は、それまでの間、独自に軽減策を設け、加入者が払いやすい国保へ道筋をつけていくことが必要と考えます。この両面で政策を進めていくことが文字どおり、命と暮らしと健康を守る上で欠かせませんが、残念ながらこのたびそうした施策が盛り込まれることはありませんでした。

二重課税と批判がかねてより強かった資産割を

廃止すること自体には賛同できるのです。それゆえに、このたびの改正をととても残念に思っております。

以上を申し上げて、会派を代表しての反対討論といたします。議員各位の賛同を求め、私の発言を終わります。

○議長（中井寿夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

○11番（茅根英昭君） 令和4年余市町議会第4回定例会付託議案第11号 余市町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について、明政会を代表し、討論を行います。

平成30年度から国民健康保険都道府県単一化が開始され、道の国民健康保険運営方針ではおおむね2030年、令和12年度をめどに統一保険料を目指すとされています。そのため、保険料水準の統一のために2023年、令和5年度に必要な取組を行い、2024年、令和6年度から実施するとされています。また、資産割の廃止、賦課限度額を法定額に統一することが必要としています。

余市町の国民健康保険特別会計は、平成25年度には単年度収支、実質収支とも黒字を計上しましたが、平成26年度、27年度には単年度収支、実質収支とも赤字決算となりました。それに伴い、赤字解消基本計画の策定が求められ、平成29年10月、北海道知事に国民健康保険赤字解消計画を提出しました。その内容は、平成29年度から平成34年度までの6か年で赤字を解消するという計画になっておりました。

平成29年度の賦課限度額の改正以来、法定限度額よりも低く抑えながら、令和2年度までは平成30年度を除き単年度収支では黒字を計上したものの、実質収支では赤字を計上してきました。令和3年度に単年度収支、実質収支とも黒字を計上し、令和4年度も単年度収支、実質収支とも黒字の見込みであります。本町の賦課限度額は、平成29年度に改正されて以来、今年度まで据え置かれてき

ましたが、法定限度額との乖離が大きくなり、負担能力に応じた負担に不公平が生じるため、保険税負担の格差是正に取り組むべきであること、また道内では政令に定める法定限度額を設定している市町村がほとんどで、公平な事業納付金の算定等のため全市町村が法定額に統一することが必要になります。

賦課方式については、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式を採用してきましたが、道内被保険者の8割以上が二重課税との批判のあった資産割を廃止し、3方式で賦課されており、将来の統一保険税の採用に対応した保険税にするべきです。

今回の国民健康保険税条例案の主な改正内容は、賦課限度額の改正と資産割の廃止です。賦課限度額を法定限度額に改正し、資産割をなくすることにより高所得者に負担を求めることにはなるが、中間所得層に配慮した保険税設定になっており、低所得者層にも影響は少ない改定であると思います。負担能力に応じて応分の負担を求めることを通じて、保険税負担の格差是正に取り組むべきです。低所得者層の負担増に一般会計からの法定外繰入れをしようとする意見もありますが、一般会計からの法定外繰入れは国保に入っていない人の税金を国保加入者に使うため、税の公平性の観点から行うべきではなく、余市町国民健康保険の受益者である加入者の公平な負担によって健全な運営を図るべきと考えます。

令和4年12月の第4回定例会に議案第11号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案が上程され、国保税条例の賦課限度額改正の提案がなされました。その内容は、令和5年度から資産割の廃止、国保の基礎分を54万円から65万円に、後期高齢者支援金等を19万円から20万円に、介護納付金を16万円から17万円の法定賦課限度額に引き上げるという国保税条例の改正案で、高額所得者への多少の負担増と中間所得者や低所得者への

影響に配慮した提案になっています。

また、他町村の実例ですが、日々の健康づくりの活動、町ぐるみの健康診断の受診の促進、ウォーキングポイント、健康教室等への参加の取組をポイント制にして、集めたポイントの合計点数で様々な商品と交換できる取組もあります。楽しみながら健康づくりに取り組み、誰もが健康に暮らせるよう町民の皆様の健康増進を応援する取組もあります。理事者におかれましては、健康促進等、特に収納率の向上に努め、被保険者の負担の公平性も目指し、一丸となって国保運営に努めていただきたいものであります。

特別委員会における審査の経過を踏まえたとき、令和4年余市町議会第4回定例会付託、議案第11号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして、賛成すべきであるという結論に達したものです。

これで賛成討論を終わります。議員各位の皆様の賛同をよろしくお願いします。

○議長(中井寿夫君) 他に討論はありませんか。  
(「なし」の声あり)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第11号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、委員長の報告のとおり決しました。

---

○議長(中井寿夫君) 日程第5、報告第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○**財政課長（高田幸樹君）** ただいま上程されました報告第1号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第1号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました令和4年度余市町一般会計補正予算（第6号）について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めらるるものでございます。

令和4年度余市町一般会計補正予算（第6号）の内容につきましては、令和5年1月11日、町営斎場の火葬炉から発煙が認められ、調査の結果、火葬炉内の耐火レンガに亀裂、剥離があり、応急処置は行ったものの耐久性に問題があることなどから、町民の皆様の利便性を損なうことのないよう早急に補修を行う必要があるため、専決処分により町営斎場火葬炉補修事業の補正計上を行ったものでございます。

歳入につきましては、繰越金に財源を求め、歳出との均衡を図ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第1号 専決処分事項の承認を求めらるることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めらるる。

令和5年2月17日提出、余市町長、齊藤啓輔。  
次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年1月16日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

令和4年度余市町一般会計補正予算（第6号）。

令和4年度余市町の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ933万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111億6,614万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明申し上げます。1 ページをお開き願います。下段でございます。3、歳出、4 款衛生費、1 項保健衛生費、4 目環境衛生費、補正額933万9,000円、14 節工事請負費933万9,000円につきましては、町営斎場火葬炉補修工事の補正計上でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。歳入の上の段でございます。2、歳入、20 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、補正額933万9,000円、1 節繰越金933万9,000円につきましては、必要となる一般財源について、繰越金を補正計上したものでございます。

以上、報告第1号につきまして提案理由のご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○**議長（中井寿夫君）** 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○**16番（白川栄美子君）** 1月23日の民環でも報告内容として出されました。その中では、少ししか聞けなかったのですけれども、再度伺っておきたいと思っております。

私もちょっと現場の状況を見に行ったら、本当に応急処置されたということで、現場の職員はなお一層危機感を募らせておりました。そんな現状の中で今回補正予算を組まれたのですけれども、工事の内容と、それから現在の炉の状況、それから今後の炉の状況の見通しなどを伺いたいと思っております。

○**環境対策課長（大森直也君）** 16番、白川議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、1点目の工事の内容につきましては、1月12日に火葬炉の専門事業者にまず確認を依頼したところ、2号炉の煙道に抜ける耐火れんがに亀裂、剥離がありまして、そこから煙が漏れて発煙につながったところでございます。工事の内容につきましては、まず2号炉における耐火れんがの亀裂と剥離を補修する補修工事と、また年次計画により行ってございます火葬炉の補修につきましても2号炉と併せて効率的に補修を行いたいと考えてございます。

続きまして、2番目の現在の火葬炉の状況でございます。現在、応急処置によりまして3号とも両方使える状況でございますが、現在2号炉の使用は極力避け、1号炉、3号炉を主に使用しているところでございます。今現在もトラブルもなく、火葬は行っている状況でございます。

3番目の今後の見通しにつきましては、現在火葬も安定した状況で運転をしております。こちらのほうも毎日点検を行っております、状況を見ながら安定的な運転を行いたいと考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○16番（白川栄美子君） 応急処置したままで何ともないから様子を見ていると捉えていいのだろうか。ちょっとそこをもう一回。今、補修費が出ましたよね。出ているから、ちゃんとその補修をしますよという状況に持っていくのか。その今、応急処置されている場所、考え方を伺います。

○環境対策課長（大森直也君） 16番、白川議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

今現在、もう応急処置は行っております、2号炉の工事につきましては2月19日から工事を行う予定でございます。こちらの工事の内容につきましては、耐火物の取替えを行う予定でございます、応急処置というよりは完全に補強するような工事内容となっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○16番（白川栄美子君） 分かりました。いずれ

にしても毎日点検しながら、見ながら、なるべく2号炉を使わないようにした中で進めていきたいという部分、そういう内容だったかなと思います。

1月の町の広報に町長の火葬場の関係のコラムのようなものがありました。その中で、本当にそれと同時に、あの報告を見たら余市町の火葬場の現状が本当によく分かったというのは町民の皆さんから聞きました。でも、またそれに加えて今回梅川のこういう事故があったということを知ったら、余計にやっぱり火葬場を進めてほしいと。本当に危機感を持つような形で言っていた人もいました。

そういう中で、今後この補修の金額を毎年、毎年予算をつけていくという状況にならないようにするためには、本当に一日も早く新しいほうにきちんと火葬場を建て替えていただくような方向で進んでいくべきだなと私は考えているのですが、ここはやっぱり町長の決断もありますので、町長にちょっと答弁を求めて終わりたいと思っております。

○環境対策課長（大森直也君） 先ほどの16番、白川議員の2回目のご質問に対しまして、2号炉の工期について、2月19日と私のほうで申し上げましたが、工期につきましては2月21日から27日の工期になってございます。おわびして、訂正申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。  
（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより報告第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第1号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時48分

---

再開 午前11時00分

○議長(中井寿夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長(中井寿夫君) 日程第6、議案第1号 令和4年度余市町一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○財政課長(高田幸樹君) ただいま上程されました議案第1号 令和4年度余市町一般会計補正予算(第7号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案いたします補正予算につきましては、国の令和4年度第2次補正予算に伴います出産・子育て応援事業費の補正計上について、繰越明許費を設定しての補正予算をご提案するものでございます。

また、歳入につきましては、国庫支出金等に財源に求めるとともに、必要となる一般財源につきましては繰越金に求め、歳出との均衡を図ったものでございます。

以下、議案を朗読してご説明申し上げます。

議案第1号 令和4年度余市町一般会計補正予

算(第7号)。

令和4年度余市町の一般会計の補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,382万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111億7,997万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和5年2月17日提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出からご説明申し上げます。2ページをお願いします。下段でございます。3、歳出、4款衛生費、1項保健衛生費、2目母子保健費、補正額1,382万8,000円、内訳といたしまして1節報酬59万円につきましては、妊娠されている方及び主にゼロ歳から2歳の低年齢期の子育てをされている方を対象とした伴走型相談支援を担う会計年度任用職員報酬の補正計上でございます。10節需用費2万1,000円、11節役務費3万7,000円、17節備品購入費3万円につきましては事務費の補正計上でございます。18節負担金補助及び交付金1,315万円につきましては、出産・子育て応援給付金の補正計上でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。同じく2ページの上段をご覧ください。2、歳入、15款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、補正額924万7,000円、1節保健衛生費国庫補助金924万7,000円につきましては、出産・子育て応援交付金の補正計上でございます。

16款道支出金、2項道補助金、3目衛生費道補助金、補正額228万8,000円、1節保健衛生費道補助金228万8,000円につきましては、出産・子育て

応援交付金の補正計上でございます。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額229万3,000円、1節繰越金229万3,000円につきましては、必要となる一般財源について繰越金の補正計上をしたものでございます。

次に、繰越明許費につきましてご説明申し上げます。1ページをお開き願います。中段でございます。第2表、繰越明許費につきましては、事業の実施が翌年度に及ぶことから、当該事業費の予算を繰り越して使用できるよう予算措置するものでございます。4款衛生費、1項保健衛生費、事業名、出産・子育て応援事業、金額1,382万8,000円。

以上、議案第1号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○16番（白川栄美子君） 昨年11月に公明党が子育て応援トータルプランというものを作成して国に提案し、実現されたもので、伴走型相談支援として進めてこられた事業であります。私たちもこのたびの予算要望の中にもしっかり進めるように入れさせていただきました。

また、全国的な実施に向けて公明党では昨年12月に成立の、先ほどの説明にもありましたけれども、2022年度第2次補正予算に出産・子育て応援交付金事業として盛り込まれました。今回の予算にそれが上げられたのかなと思っております。

そこで、ちょっと伺いますが、今回の予算はそれぞれ何人分ぐらいを想定されているのか伺います。

それから、給付金に関することでは、国としてもクーポンでもよいよというお話があったのですが、町としては全部現金給付にされたかなと思うのですが、その考え、現金給付にした考えを伺います。

それから、周知方法としてホームページとか、それから広報等とありましたが、広報等のほかに周知の方法として何か考えられているものがあるのか。

3点、伺いたいと思います。

○子育て・健康推進課長（芹川かおり君） 16番、白川議員のご質問に答弁いたします。

まず、第1点目の今回の対象人数の部分でございます。実際に、令和4年4月からの対象となっております。出産応援金、また子育て応援金の部分につきましては、4月から3月末を80名程度、またこちらにつきましては国の補助事業の部分もでございますので、9月分までを見越しまして130名程度の人数を見込んで計上させていただいているところでございます。

次に、給付金の現金給付の考え方についてでございます。こちらにつきましては、クーポンという考え方もございますが、対象者のやはり使いやすさという部分を考慮して、本町では現金支給ということを考えております。

次に、3番目の広報等の周知の部分でございます。こちらにつきましては、実際に広報、またチラシ等でお知らせしていきたいと考えてございます。また、対象者が令和4年の4月からというふうになってございますので、4月以降の出産、妊娠された方々に対しましては役場のほうから個別通知でご案内申し上げたいというふうを考えてございます。

以上でございます。

○16番（白川栄美子君） 分かりました。今後の中で、子育て支援は本当に重要になってくるのですけれども、町長も子育て支援に力を入れていただいて、いろいろと取り入れていただいておりますことから、子育ての人にとっては本当に喜んでおられることだなと思っております。今後、妊娠期、出産、それから産後から育児期へと必要なサポートがどんどんつながっていくと思うのですけ

れども、新たなこの仕組みづくりなので、余市町としてもしっかりと独自の支援も含めながら取り進めていっていただきたいと思いますので、再度ご答弁をいただいて終わりたいと思います。

○子育て・健康推進課長（芹川かおり君） 今後につきましても子育て、また切れ目のない支援というところで担当課といたしましても子育て支援のほうに力を入れながら取り進めていきたいと考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。  
（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号 令和4年度余市町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（中井寿夫君） 日程第7、議案第2号 余市町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（齊藤啓輔君） ただいま上程になりました議案第2号 余市町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

ご案内のとおり、現在本町教育委員会委員でございます清水義信氏におかれましては、2月22日をもって任期満了となりますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づきまして、本臨時会に任命同意のご提案を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項には、委員は当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し見識を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するという規定になってございますので、このたび議員皆様のお手元に配付してございます余市郡余市町黒川町17丁目3番地9、水島希望氏を余市町教育委員会委員としてご同意賜りたくご提案申し上げます。

水島希望氏につきましては、公職等を申し上げたいと存じます。現住所は北海道余市郡余市町黒川町17丁目3番地9、生年月日は昭和59年8月26日生まれでございます。職歴としては、平成15年4月、勝木石油入社、平成24年4月、森山農園、平成29年2月よりセイコーマート余市黒川小前店に勤務され、現在に至っております。公職歴といたしましては、平成30年4月から令和2年3月まで余市町立大川小学校PTA副会長、平成31年4月から令和4年3月まで余市町立旭中学校PTA副会長、令和4年4月から令和5年2月まで余市町立旭中学校PTA会長、令和4年4月から令和5年2月まで余市町立旭中学校区学校運営協議会委員、令和4年4月から令和5年2月まで余市町立学校適正配置等検討委員会委員に就任されていた方でございます。

以上、公職歴等を申し上げますが、余市町教

育委員会委員として最も適任であると判断いたし、ご同意を賜りたく、ここにご提案申し上げる次第でございます。

それでは、お手元に配付してございます議案を朗読申し上げます。

議案第2号 余市町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

余市町教育委員会委員に次の者を任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和5年2月17日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開きください。記、住所、余市郡余市町黒川町17丁目3番地9。氏名、水島希望。生年月日、昭和59年8月26日生まれ。

以上、提案理由のご説明をいたしましたので、何とぞご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 余市町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

---

○議長（中井寿夫君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって令和5年余市町議会第1回臨時会を閉会いたします。

閉 会 午前11時15分

上記会議録は、枝村書記・細川書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長            3番    中   井   寿   夫

余市町議会議員           16番   白   川   栄美子

余市町議会議員           17番   寺   田           進

余市町議会議員           18番   伊   藤   正   明